

「公聴会」の開催について

木津川市議会議員定数及び議員報酬検討特別委員会は、次の要領により「公聴会」を開催するので、意見を述べたい方は申し出てください。

平成30年10月17日

木津川市議員定数及び議員報酬検討特別委員長 倉 克伊

記

- 1 案 件 発議第5号 木津川市議会議員の定数を定める条例の一部改正
について
(木津川市議会議員の定数を現在の22から20に改正するもの。)
*参考資料(発議第5号)を参照ください。
- 2 日 時 平成30年11月25日(日) 午前9時30分から
- 3 場 所 木津川市議会 全員協議会室(市役所庁舎5階)
- 4 申し出 「公聴会の公述人申出書」に、住所、氏名、年齢、意見を述べようとする理由及び問題に対する賛否を明記のうえ、11月12日(月)午後5時(必着)までに、議会事務局へ持参または郵送してください。
(受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)
【送付先】〒619-0286
木津川市木津南垣外110番地9 木津川市議会事務局 宛
- 5 期 限 平成30年11月12日(月) 午後5時事務局必着
- 6 公述人の選定及び通知
申し出された方の中から、議員定数及び議員報酬検討特別委員会で選定の後通知します。(反対・賛成各5人の予定)
なお、公聴会は、申し出者数によっては、午後からも実施する予定ですが、発言していただく順番・時間は、委員会で決定されますので、ご了承ください。
- 7 その他 (1) 公述人には、出席当日の費用(交通費)を弁償します。
(2) 公聴会公述人申出書は、議会事務局又はホームページに備えています。
(3) この公聴会についての問い合わせは、木津川市議会事務局(電話 0774-75-1240)までお願いします。